

◎新潟県選挙管理委員会告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
39,069
- 2 選挙権を有する者の総数の、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数
392,240
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,042
新潟市東区	37,984
新潟市中央区	48,661
新潟市江南区	18,925
新潟市秋葉区	21,508
新潟市南区	12,903
新潟市西区	42,915
新潟市西蒲区	16,898
長岡市三島郡	78,470
上越市	55,303
三条市	28,360
柏崎市刈羽郡	26,319
新発田市北蒲原郡	31,926
小千谷市	10,618
加茂市南蒲原郡	11,970
十日町市中魚沼郡	19,387
見附市	11,667
村上市岩船郡	20,474
燕市西蒲原郡	25,046
糸魚川市	13,203
妙高市	9,859
五泉市東蒲原郡	19,140
阿賀野市	12,572
佐渡市	17,490
魚沼市	11,120
南魚沼市南魚沼郡	18,647
胎内市	8,749